

---

**下 野 市**  
**交通バリアフリー特定事業計画**

---

平成19年2月

栃木県下野市



# 下野市交通バリアフリー特定事業計画

## 目 次

### 第1章 下野市交通バリアフリー特定事業計画

1. 策定の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 策定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 重点整備地区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 公共交通特定事業計画〈東日本旅客鉄道株式会社・関東自動車株式会社〉

1. 小金井駅周辺地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 自治医大駅周辺地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 石橋駅周辺地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第3章 道路特定事業計画〈国土交通省・栃木県・下野市〉

1. 歩行者空間ネットワーク整備の基本方針・・・・・・・・ 4
- 2-1 対象地区別整備計画〈小金井駅周辺地区〉・・・・ 5
  - 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画・・・・・・・・ 5
  - 2) 路線別事業計画（特定経路）・・・・・・・・ 6
  - 3) 路線別事業計画（準特定経路）・・・・・・ 8
- 2-2 対象地区別整備計画〈自治医大駅周辺地区〉・・・・ 11
  - 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画・・・・・・・・ 11
  - 2) 路線別事業計画（特定経路）・・・・・・・・ 12
  - 3) 路線別事業計画（準特定経路）・・・・・・ 12
- 2-3 対象地区別整備計画〈石橋駅周辺地区〉・・・・ 14
  - 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画・・・・・・・・ 14
  - 2) 路線別事業計画（特定経路）・・・・・・・・ 15
  - 3) 路線別事業計画（準特定経路）・・・・・・ 16
- 道路特定事業総括図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

### 第4章 交通安全特定事業計画〈栃木県公安委員会〉

- 1-1 対象地区別整備計画〈小金井駅周辺地区〉・・・・ 21
  - 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画・・・・・・・・ 21
  - 2) 路線別事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 1-2 対象地区別整備計画〈自治医大駅周辺地区〉・・・・ 22
  - 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画・・・・・・・・ 22
  - 2) 路線別事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 1-3 対象地区別整備計画〈石橋駅周辺地区〉・・・・ 23
  - 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画・・・・・・・・ 23
  - 2) 路線別事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

### 第5章 その他の事業計画〈下野市・地域住民、団体等〉

1. 駅前広場に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - 1) 箇所別事業計画（石橋駅周辺地区）・・・・ 24
  - 2) 箇所別事業計画（自治医大駅周辺地区）・・・・ 24
2. 意識啓発に関する事業（石橋駅周辺地区）・・・・ 24

### 資 料

- 特定事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 下野市交通バリアフリー特定事業計画に関する協議団体及び関係機関・・・ 25
- 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26



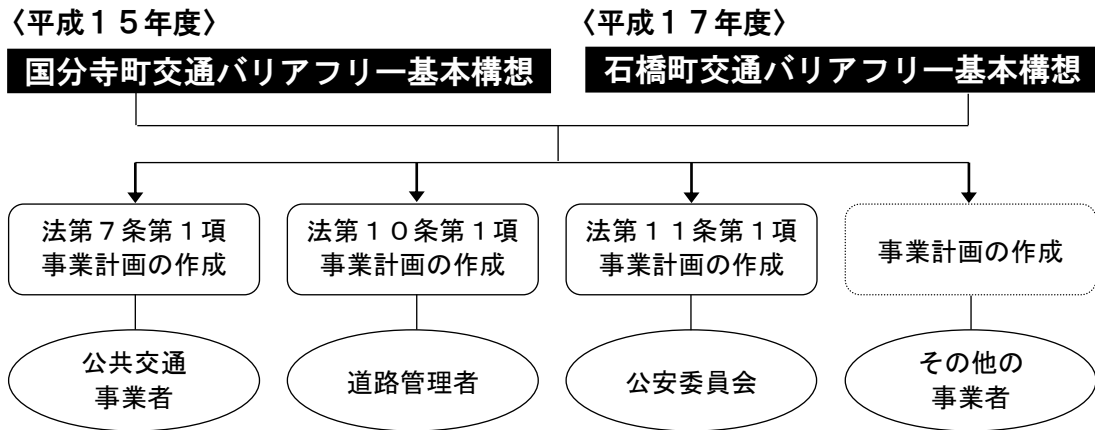
# 第1章 下野市交通バリアフリー特定事業計画

## 1. 策定の主旨

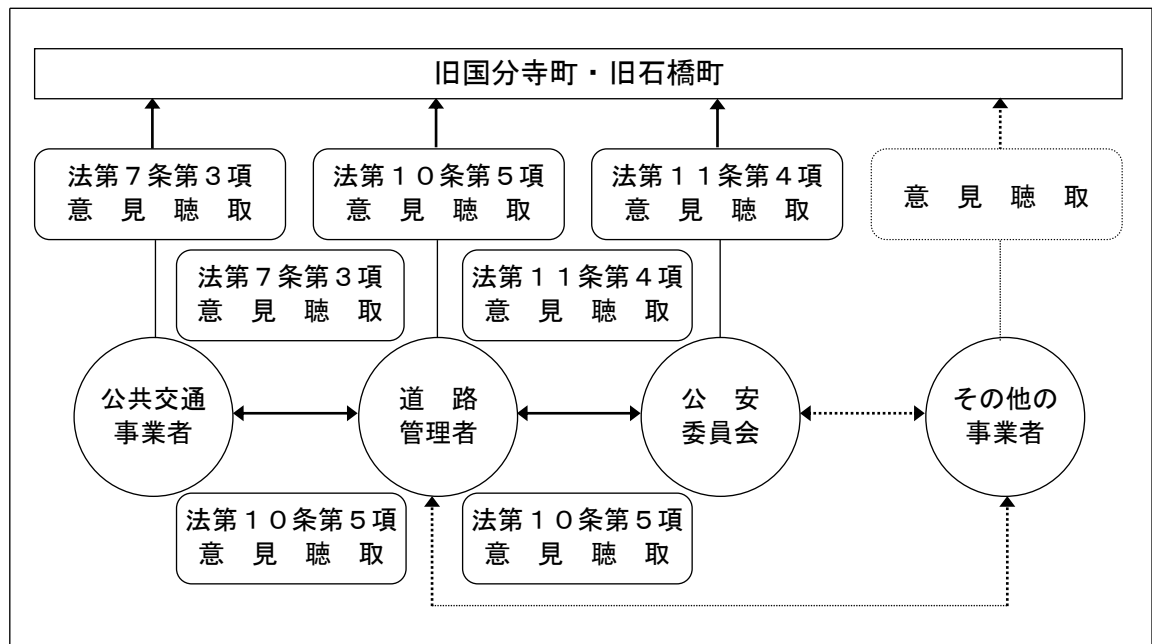
本市は、平成18年1月に国分寺町、石橋町、南河内町の3町が合併し下野市となった。平成15年度に「国分寺町交通バリアフリー基本構想」が策定され、平成16年度には「国分寺町交通バリアフリー特定事業計画」が策定された。合併を目前にした平成17年12月には「石橋町交通バリアフリー基本構想」が策定されたことを受けて、新市における特定事業計画の策定にあたり、両基本構想との整合を図りつつ、各特定事業の「特定事業計画」を策定するものです。

## 2. 策定の流れ

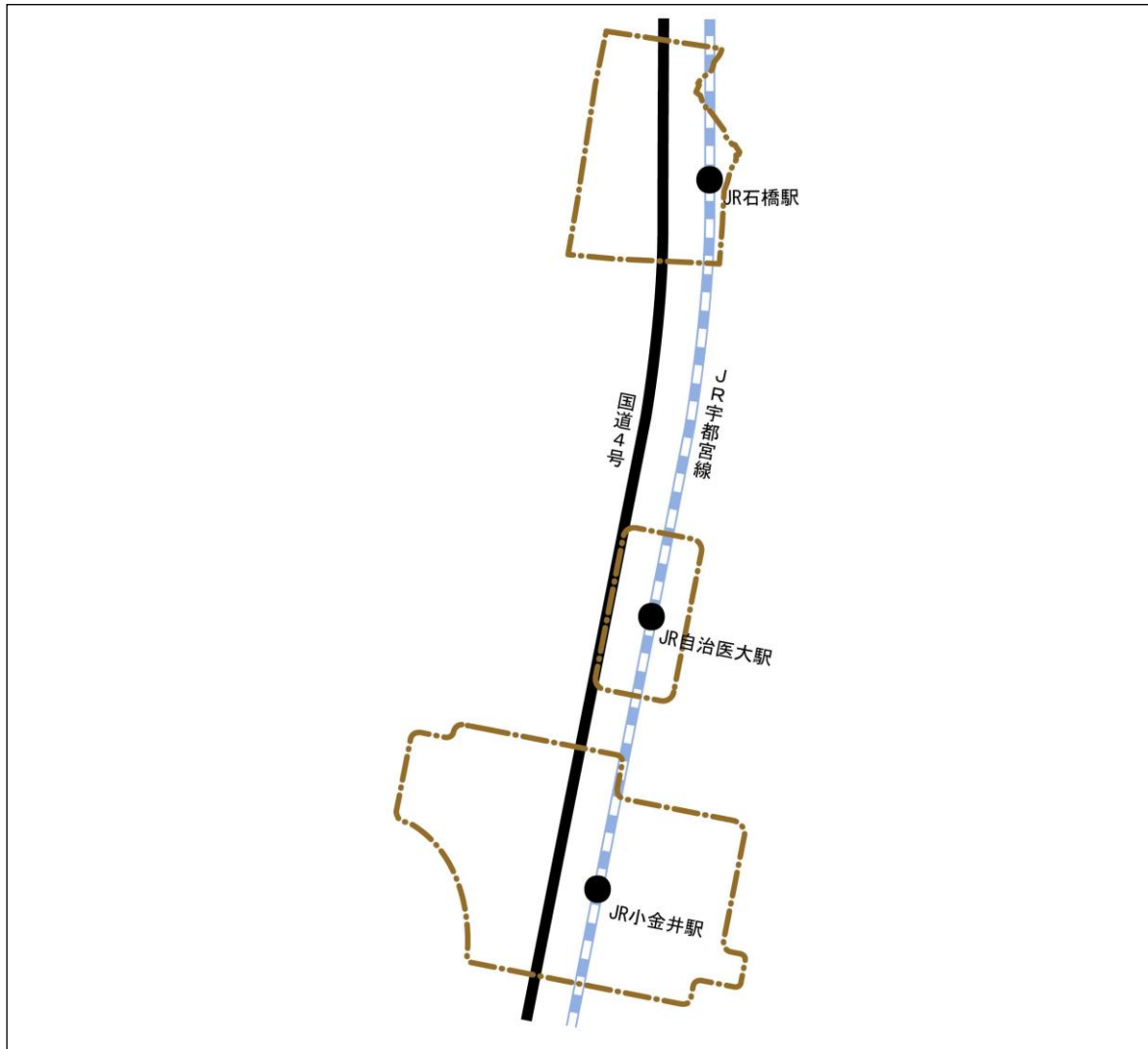
特定事業計画は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という）に基づき、以下の流れにより策定します。



## 下野市交通バリアフリー特定事業計画策定の体系



### 3.重点整備地区の概要



- 本市における\*1 **重点整備地区**は、市を南北に縦貫する JR 宇都宮線の小金井駅周辺地区と、自治医大駅周辺地区、石橋駅周辺地区の3つの地区を設定している。
- 小金井駅周辺地区は、児童館、保健福祉センター、国分寺庁舎、図書館などの公共公益施設をはじめ、幼稚園、小中学校などの文教施設、医療施設や他に多くの公園などが集積した地区である。
- 自治医大周辺地区には、栃木県でも有数な高度医療機関である自治医科大学附属病院が立地している。また、これに隣接して大規模な住宅開発が行われ、人口が急速に増加した地域となっている。
- 石橋駅周辺地区は、石橋庁舎、児童館、幼稚園、総合病院などの公共公益施設が集積した地区である。
- \*2 **特定旅客施設**である小金井駅は、県都宇都宮市や小山市への通勤、通学の利用客が多く、1日あたり約8,000人の乗降客があり、自治医大駅についても通勤、通学に加え自治医科大学附属病院への多くの通院者が訪れ、1日約8,000人の乗降客がある。また、石橋駅については、通勤、通学など1日平均約10,000人の利用がある。
- また、JR 宇都宮線と平行して国土の基幹を成す重要な路線である国道4号が走る。

## 第2章 公共交通特定事業計画〈東日本旅客鉄道(株)・関東自動車(株)〉

### 1. 小金井駅周辺地区

〈東日本旅客鉄道(株)〉

対象特定旅客施設	公共交通特定事業の内容	実施予定期間
JR 小金井駅	エレベーターの設置	整備済
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	整備済
	段差の解消	整備済

### 2. 自治医大駅周辺地区

〈東日本旅客鉄道(株)〉

対象特定旅客施設	公共交通特定事業の内容	実施予定期間
JR 自治医大駅	エレベーターの設置	整備済
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	整備済

〈関東自動車(株)〉

対象特定旅客施設	公共交通特定事業の内容	実施予定期間
バス交通	低床化バス車両の導入	完了

### 3. 石橋駅周辺地区

〈東日本旅客鉄道(株)〉

対象特定旅客施設	公共交通特定事業の内容	実施予定期間
JR 石橋駅	エレベーターの設置	平成19年度
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	平成19年度
	多機能トイレの整備	平成18年度

## 第3章 道路特定事業計画〈国土交通省・栃木県・下野市〉

### 1. 歩行者空間ネットワーク整備の基本方針

本市におけるバリアフリー化の基本的な目標を、

**基本目標1 共に考え、共につくるまちづくりを目指します。**

・市民や事業者等の参画・協働によるバリアフリー化の推進

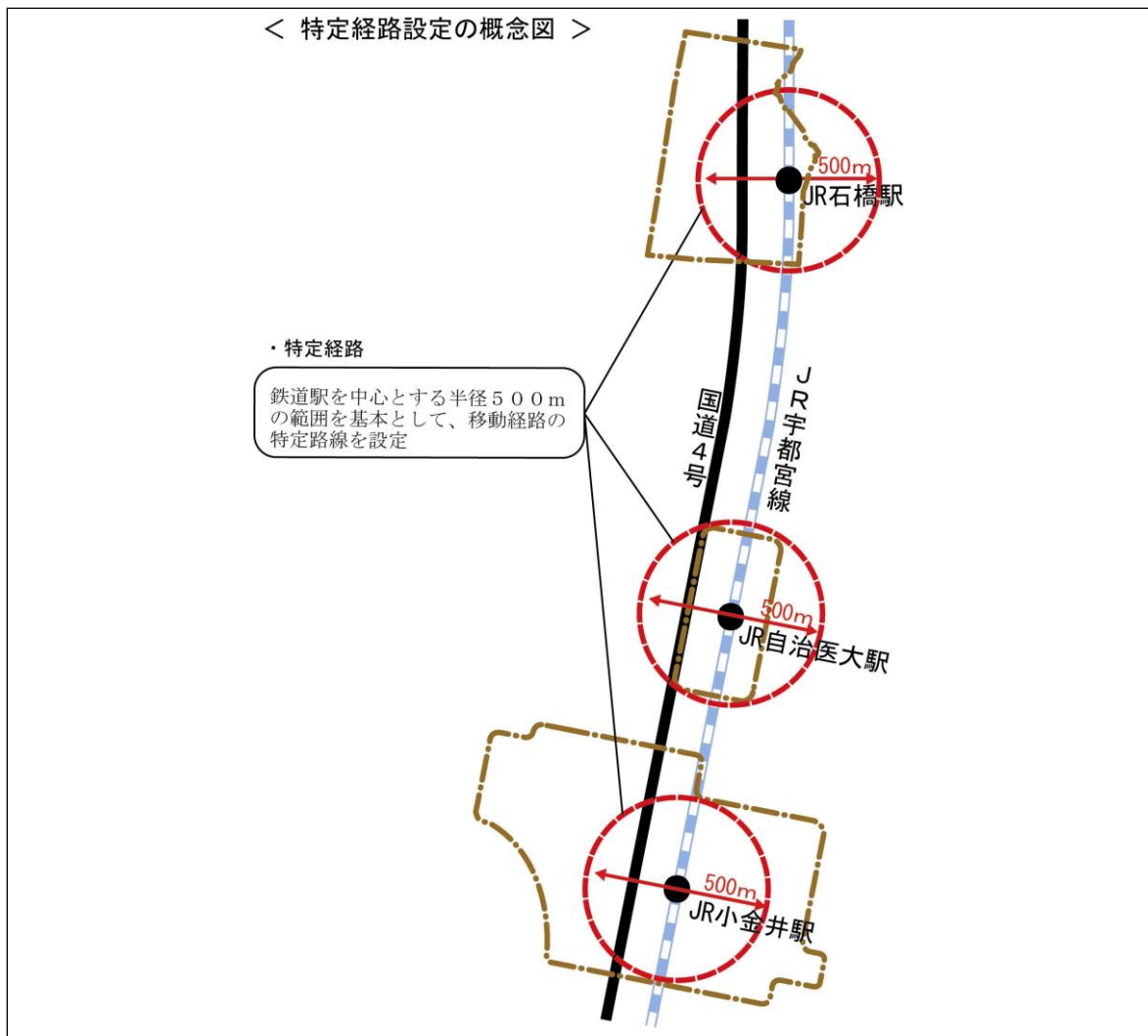
**基本目標2 やさしく迎え、安心して歩けるまちづくりを目指します。**

・誰もが安心して移動できるユニバーサルデザインの視点にたったバリアフリー化の推進

**基本目標3 心ふれあう、支えあいのまちづくりを目指します。**

・「こころづくり、まちづくり」の推進

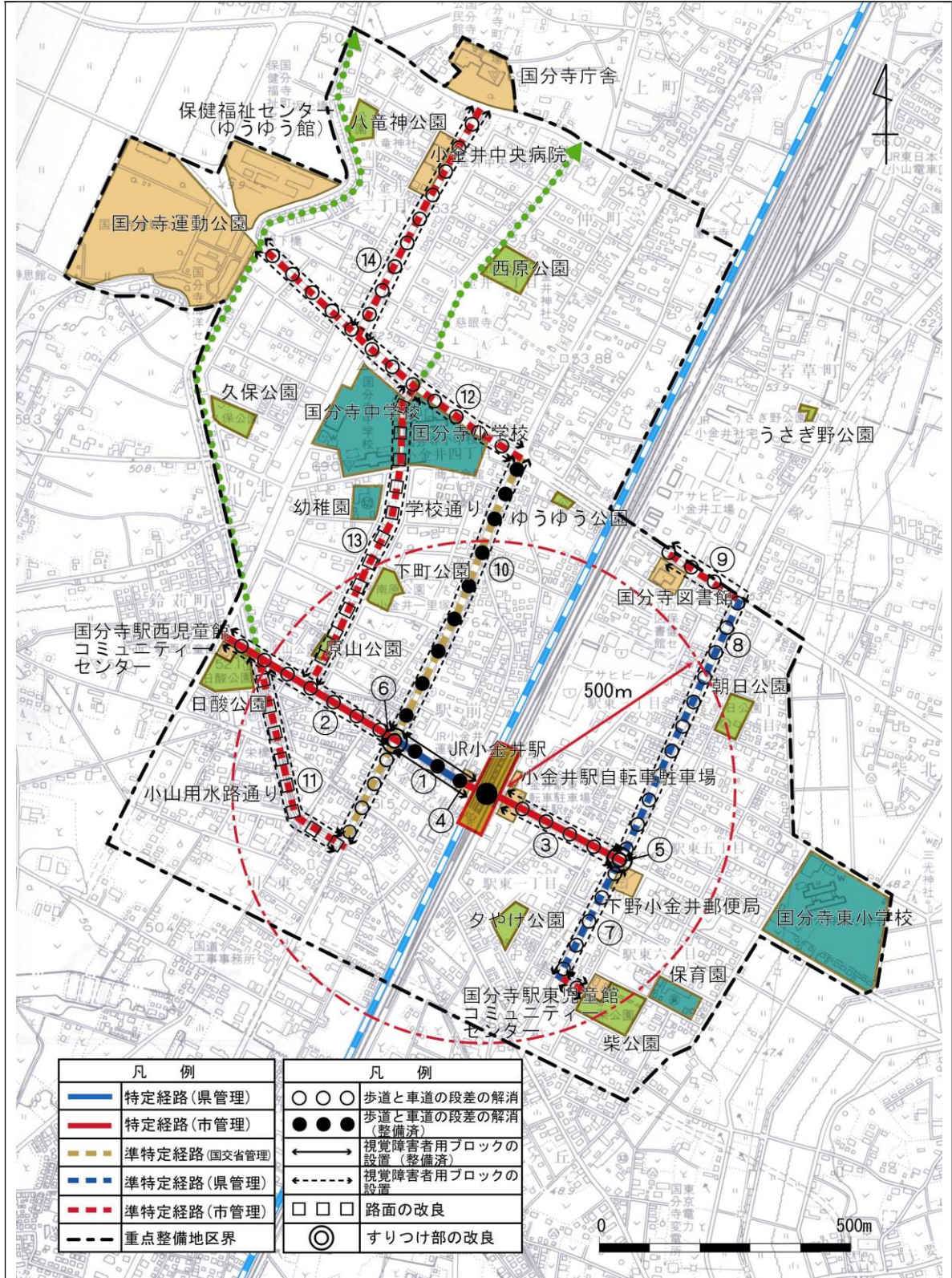
と定め、特定旅客施設を中心に、高齢者や身体障害者などが日常的に利用する主要な公共施設を結ぶ重要な路線を、バリアフリー化を重点的に実施する「\*3 特定経路」とし、さらに、主要な施設へのアクセスの利便性から必要と考えられる路線については、「準特定経路」として位置づけ、将来的なネットワークを図ります。





## 2-1.対象地区別整備計画〈小金井駅周辺地区〉

### 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画



## 2) 路線別特定事業計画（特定経路）

路線名	県道小金井停車場線	管理者	栃木県	
①	事業区間 JR小金井駅～国道4号			
	延長 L=140m			
	車道幅員 W=9.0m			
	歩道幅員 W=3.5m			
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道の段差の解消		完了	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置		完了	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項			

路線名	小金井駅西通り	管理者	下野市	
②	事業区間 国道4号～駅西児童館			
	延長 L=400m			
	車道幅員 W=9.0m			
	歩道幅員 W=3.5m			
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道の段差の解消	400m/3,600㎡	平成22年度	平成22年度
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	400m×2	平成22年度	平成22年度
	事業実施に対し配慮すべき重要事項			
	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。			

路線名	昭和通り	管理者	下野市	
③	事業区間 JR小金井駅～下野小金井郵便局			
	延長 L=240m			
	車道幅員 W=7.0m			
	歩道幅員 W=2.5m			
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道の段差の解消	240m/1,680㎡	平成18年度	平成19年度
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	240m×2	平成18年度	平成19年度
	事業実施に対し配慮すべき重要事項			
	県道との交差点においては、道路管理者である栃木土木事務所との調整が必要である。			

路線名	小金井駅西広場（市道 国 4129 号線）	管理者	下野市	
④	事業区間	駅前広場		
	延長	L =		
	車道幅員	W =		
	歩道幅員	W =		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
	延長／面積	着手	完了	
	駅前広場の整備	2,640 m <sup>2</sup>		完了
	事業実施に対し配慮すべき重要事項			

路線名	県道小山南河内線	管理者	栃木県	
⑤	事業区間	県道小山南河内線と昭和通りとの交差点		
	延長	L =		
	車道幅員	W =		
	歩道幅員	W =		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
	延長／面積	着手	完了	
	すりつけ部の改良	1箇所	平成 19 年度	平成 19 年度
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	市道との交差点においては、道路管理者である下野市との調整が必要である。		

路線名	国道 4 号	管理者	国土交通省	
⑥	事業区間	国道 4 号と小金井駅西通りとの交差点		
	延長	L =		
	車道幅員	W =		
	歩道幅員	W =		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
	延長／面積	着手	完了	
	すりつけ部の改良	1箇所	平成 22 年度	平成 22 年度
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	市道との交差点においては、道路管理者である下野市との調整が必要である。		

### 3) 路線別特定事業計画（準特定経路）

路線名	県道小山南河内線	管理者	栃木県	
⑦	事業区間	下野小金井郵便局～昭和通り		
	延長	L = 260m		
	車道幅員	W = 9.0m		
	歩道幅員	W = 3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道の段差の解消	260m/2,340㎡	平成22年度以降	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	260m×2	平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	市道との交差点が数箇所あるため、実施時期を含め下野市との調整が必要である。		

路線名	県道小山南河内線	管理者	栃木県	
⑧	事業区間	昭和通り～小金井仁良川線		
	延長	L = 550m		
	車道幅員	W = 9.0m		
	歩道幅員	W = 3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道の段差の解消	550m/4,950㎡	平成22年度以降	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	550m×2	平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	市道との交差点が数箇所あるため、実施時期を含め下野市との調整が必要である。		

路線名	小金井仁良川線	管理者	下野市	
⑨	事業区間	県道小山南河内線～市立図書館		
	延長	L = 120m		
	車道幅員	W = 9.0m		
	歩道幅員	W = 3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道の段差の解消	120m/1,080㎡	平成22年度以降	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	120m×2	平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	県道との交差点においては、道路管理者である栃木土木事務所との調整が必要である。		

路線名	国道4号	管理者	国土交通省	
⑩	事業区間 県道小金井仁良川線～小山用水路通り 延長 L=820m 車道幅員 W=10.0m 歩道幅員 W=2.5m			
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道の段差の解消	220m/550㎡	平成22年度以降	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	820m×2	平成22年度以降	
事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。			

路線名	小山用水路通り	管理者	下野市	
⑪	事業区間 国道4号～駅西児童館 延長 L=400m 車道幅員 W= 歩道幅員 W=6.0m			
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	路面の改良	400m/2,400㎡	平成22年度以降	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	400m	平成22年度以降	
事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。			

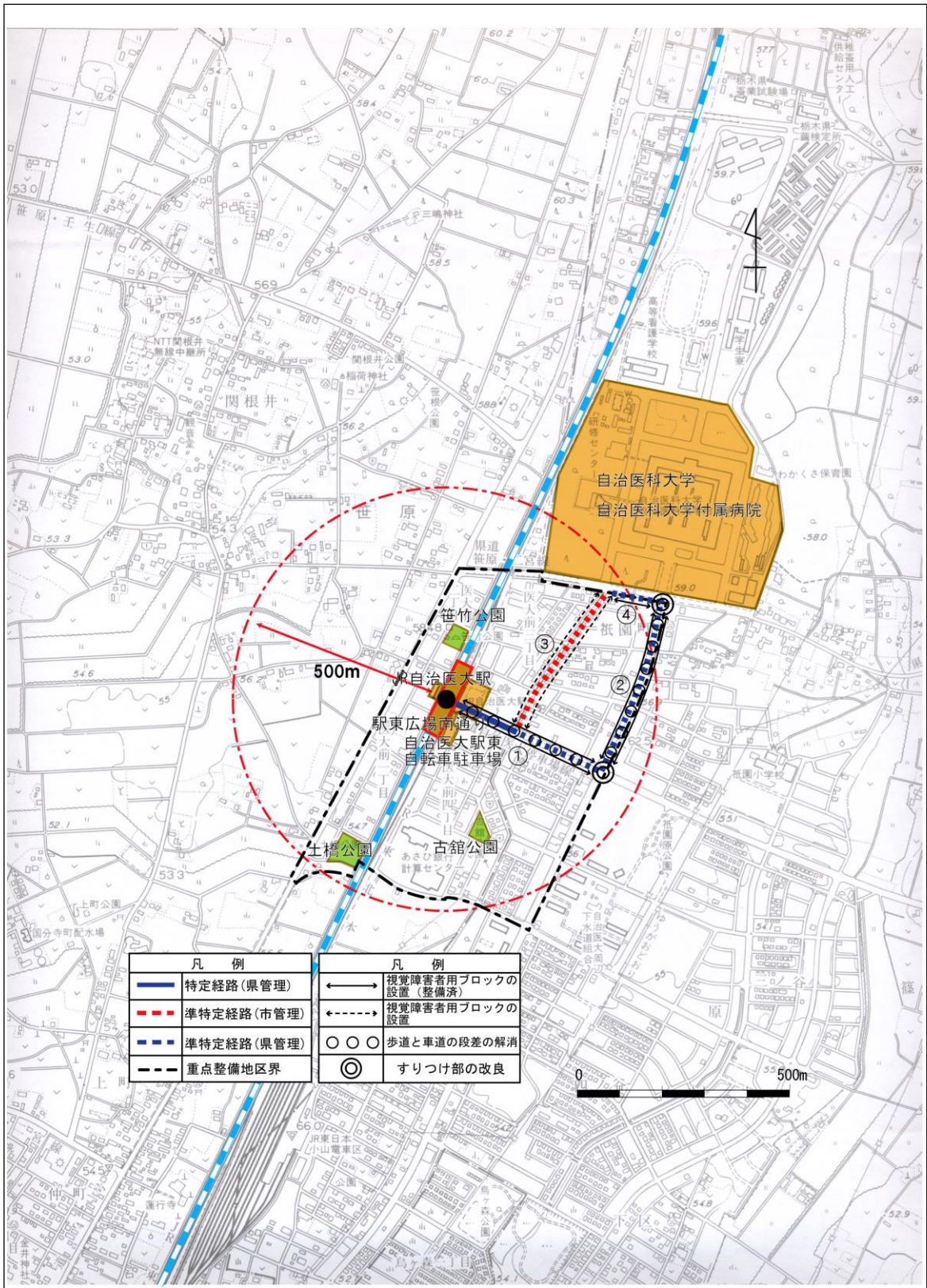
路線名	小金井仁良川線	管理者	下野市	
⑫	事業区間 国道4号～保健福祉センター 延長 L=640m 車道幅員 W=9.0m～7.0m 歩道幅員 W=3.5m～2.5m			
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道との段差の解消	640m/5,240㎡	平成22年度以降	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	640m×2	平成22年度以降	
事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。			

路線名	学校通り	管理者	下野市	
⑬	事業区間	小金井駅西通り～小金井仁良川線		
	延長	L = 650m		
	車道幅員	W =		
	歩道幅員	W = 6.0m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
路面の改良	650m/3,900㎡	平成22年度以降		
視覚障害者用誘導ブロックの設置	650m	平成22年度以降		
事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。			

路線名	小金井西通り	管理者	下野市	
⑭	事業区間	小金井仁良川線～国分寺庁舎		
	延長	L = 500m		
	車道幅員	W = 9.0m		
	歩道幅員	W = 3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
歩道と車道との段差の解消	500m/4,500㎡	平成22年度以降		
視覚障害者用誘導ブロックの設置	500m×2	平成22年度以降		
事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。			

## 2-2.対象地区別整備計画〈自治医大駅周辺地区〉

### 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画



## 2) 路線別特定事業計画（特定経路）

路線名	県道自治医大停車場線	管理者	栃木県
①	事業区間 JR自治医大駅～県道小山南河内線		
	延長 L=300m		
	車道幅員 W=11.0m		
	歩道幅員 W=7.0m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間
	延長/面積	着手	完了
	歩道と車道との段差の解消	300m/3,300㎡	
		平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	駅東広場は、低床バス導入を検討しているため、それらとの調整を図ることが必要である。	

路線名	県道小山南河内線	管理者	栃木県	
②	事業区間 JR自治医大停車場線～県道笹原二宮線			
	延長 L=440m			
	車道幅員 W=11.0m			
	歩道幅員 W=7.0m			
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	歩道と車道との段差の解消	440m/4,850㎡		
		平成22年度以降		
	すり付け部の改良	1箇所		
		平成22年度以降		
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	市道との交差点が数箇所あるため、実施時期を含め下野市との調整が必要である。		

## 3) 路線別特定事業計画（準特定経路）

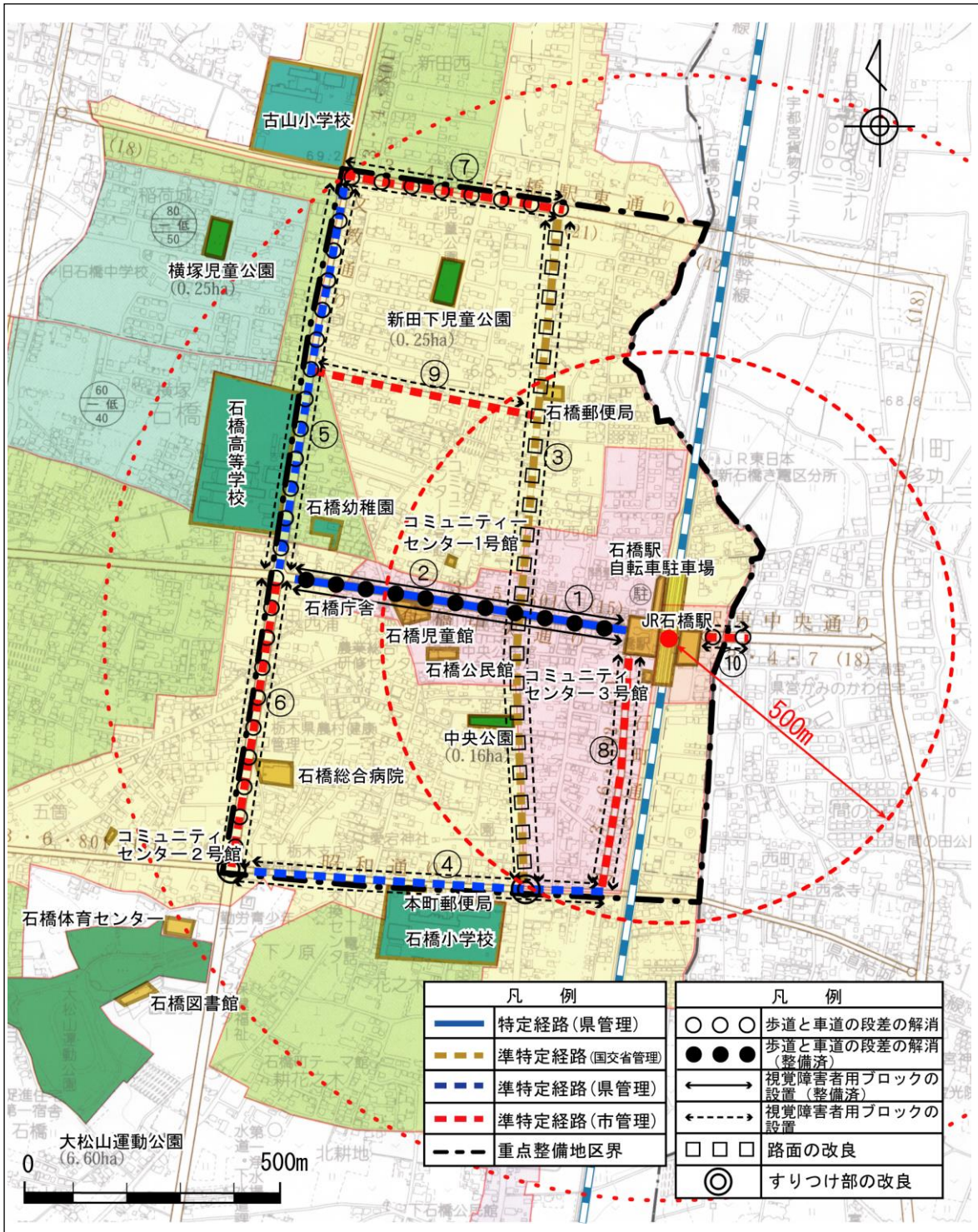
路線名	市道 国1012号線・市道 南405号線	管理者	下野市
③	事業区間 県道自治医大停車場線～県道笹原二宮線		
	延長 L=380m		
	車道幅員 W=7.0m		
	歩道幅員 W=2.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間
	延長/面積	着手	完了
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	380m×2	
		平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項		



路線名	県道笹原二宮線	管理者	栃木県
④	事業区間 市道 南405号線～県道小山南河内線		
	延長 L=120m		
	車道幅員 W=11.0m		
	歩道幅員 W= 5.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間
		延長/面積	着手 完了
すり付け部の改良	1箇所	平成22年度以降	
事業実施に対し配慮すべき重要事項			

## 2-3.対象地区別整備計画〈石橋駅周辺地区〉

### 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画



## 2) 路線別特定事業計画（特定経路）

路線名	県道石橋停車場線	管理者	栃木県	
①	事業区間	JR石橋駅～国道4号		
	延長	L=190m		
	車道幅員	W=9.0m		
	歩道幅員	W=3.0m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長／面積	着手	完了
	歩道と車道との段差の解消			完了
すり付け部等の段差の解消			完了	
視覚障害者用誘導ブロックの設置			完了	
事業実施に対し配慮すべき重要事項				

路線名	県道鹿沼・石橋線	管理者	栃木県	
②	事業区間	国道4号～文教通り		
	延長	L=420m		
	車道幅員	W=9.0m		
	歩道幅員	W=3.0m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長／面積	着手	完了
	歩道と車道との段差の解消			完了
すり付け部等の段差の解消			完了	
視覚障害者用誘導ブロックの設置			完了	
事業実施に対し配慮すべき重要事項				

### 3) 路線別特定事業計画（準特定経路）

路線名	国道4号	管理者	国土交通省	
③	事業区間	結城・石橋線～石橋駅東通り		
	延長	L=1,200m		
	車道幅員	W=8.5m		
	歩道幅員	W=1.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	1,200m×2	平成22年度以降	
	路面の平坦化	1,200m/3,600㎡	平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項			

路線名	県道結城・石橋線	管理者	栃木県	
④	事業区間	文教通り～行政界		
	延長	L=680m		
	車道幅員	W=8.5m		
	歩道幅員	W=1.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	680m×2	平成22年度以降	
	すり付け部等の段差の解消	2箇所	平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項			

路線名	県道鹿沼・石橋線	管理者	栃木県	
⑤	事業区間	石橋中央通り～石橋駅東通り		
	延長	L=720m		
	車道幅員	W=11.0m		
	歩道幅員	W=3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	720m×2	平成22年度以降	
	車道と歩道との段差の解消	5,040㎡	平成22年度以降	
	事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。		

路線名	文教通り	管理者	下野市
⑥	事業区間 昭和通り～石橋中央通り 延長 L=530m 車道幅員 W=11.0m 歩道幅員 W=3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間
		延長/面積	着手 完了
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	680m×2	平成22年度以降
	車道と歩道との段差の解消	3,710㎡	平成22年度以降
事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。		

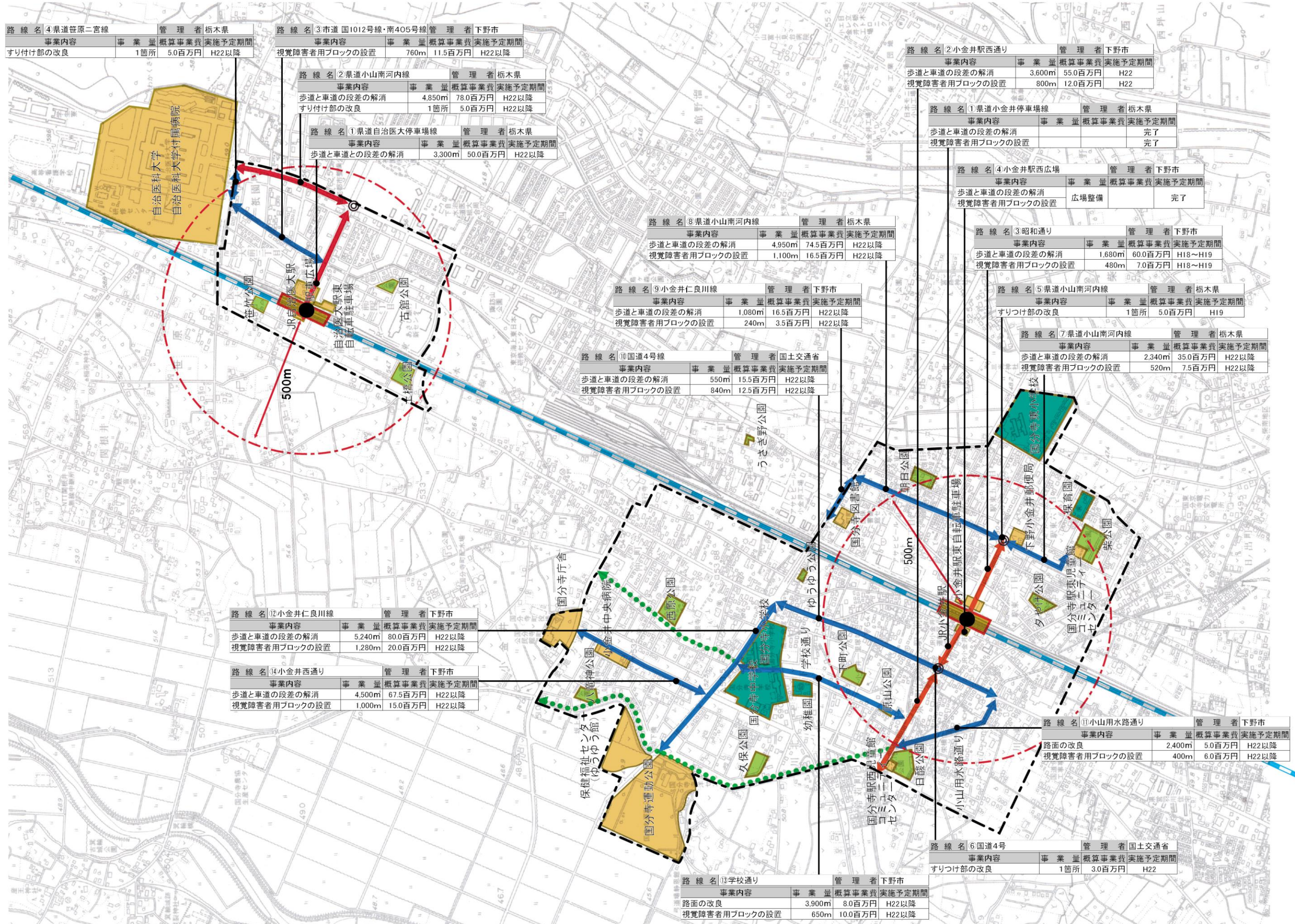
路線名	石橋駅東通り	管理者	下野市
⑦	事業区間 文教通り～国道4号 延長 L=360m 車道幅員 W=11.0m 歩道幅員 W=3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間
		延長/面積	着手 完了
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	360m×2	平成22年度以降
	車道と歩道との段差の解消	2,520㎡	平成22年度以降
事業実施に対し配慮すべき重要事項	区画整理事業が完了して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。		

路線名	新石町通り	管理者	下野市
⑧	事業区間 昭和通り～JR石橋駅 延長 L=420m 車道幅員 W=7.5m 歩道幅員 W=2.0m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間
		延長/面積	着手 完了
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	420m×2	平成22年度以降
	歩車道の分離	30m	平成22年度以降
事業実施に対し配慮すべき重要事項			

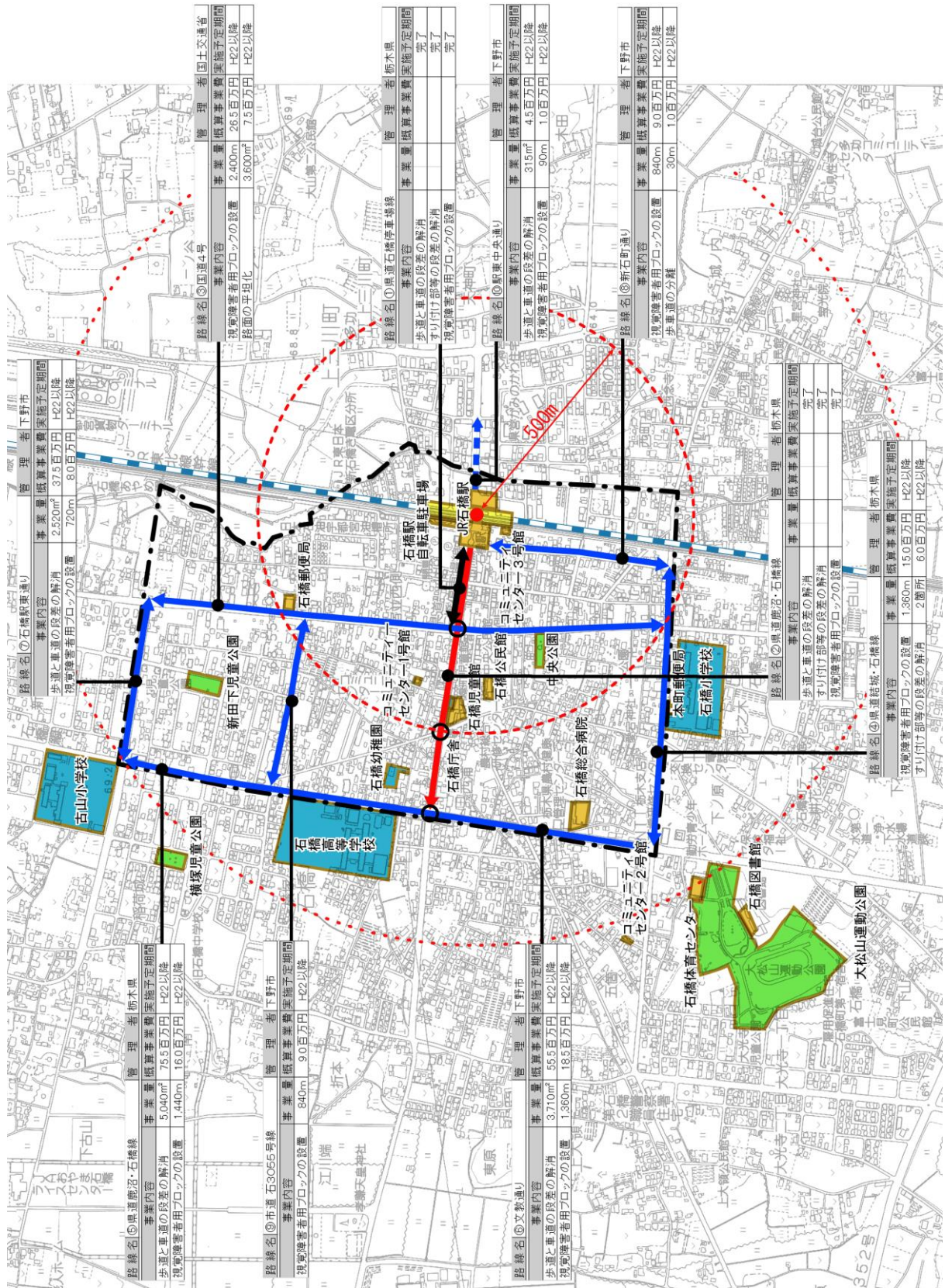
路線名	市道 石3055号線	管理者	下野市	
⑨	事業区間	文教通り～国道4号		
	延長	L=390m		
	車道幅員	W=8.0m		
	歩道幅員	W=2.0m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
視覚障害者用誘導ブロックの設置	390m	平成22年度以降		
事業実施に対し配慮すべき重要事項				

路線名	駅東中央通り	管理者	下野市	
⑩	事業区間	JR石橋駅東口～行政界		
	延長	L=45m		
	車道幅員	W=11.0m		
	歩道幅員	W=3.5m		
	事業の内容	事業量	実施予定期間	
		延長/面積	着手	完了
視覚障害者用誘導ブロックの設置	45m×2	平成22年度以降		
車道と歩道との段差の解消	315㎡	平成22年度以降		
事業実施に対し配慮すべき重要事項		区画整理事業により整備して間もないため、工事に着手する時期については検討を要す。		

# 道路特定事業総括図



# 道路特定事業総括図 (石橋駅周辺地区)

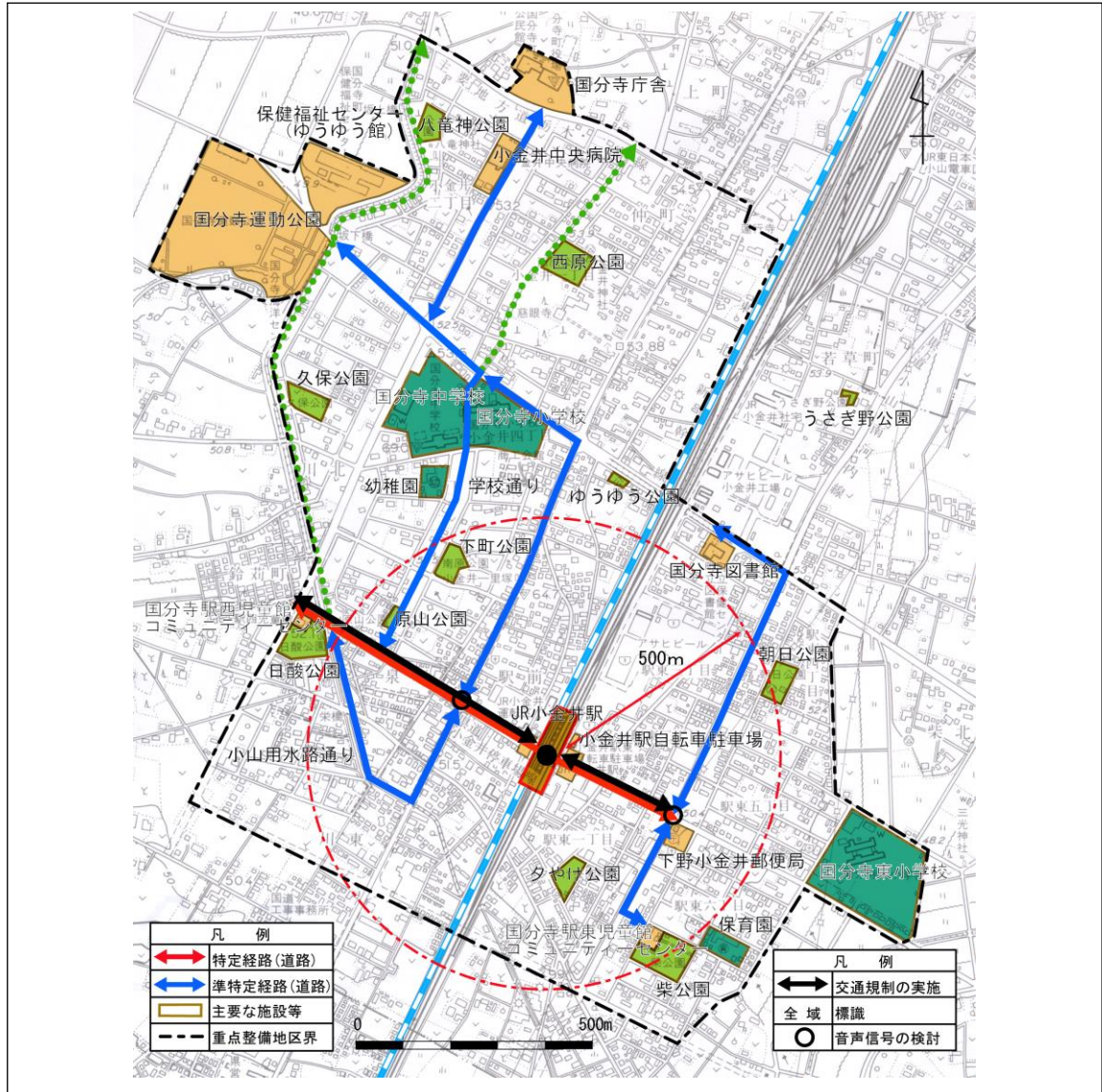




## 第4章 交通安全特定事業計画〈栃木県公安委員会〉

### 1-1.対象地区別整備計画〈小金井駅周辺地区〉

#### 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画

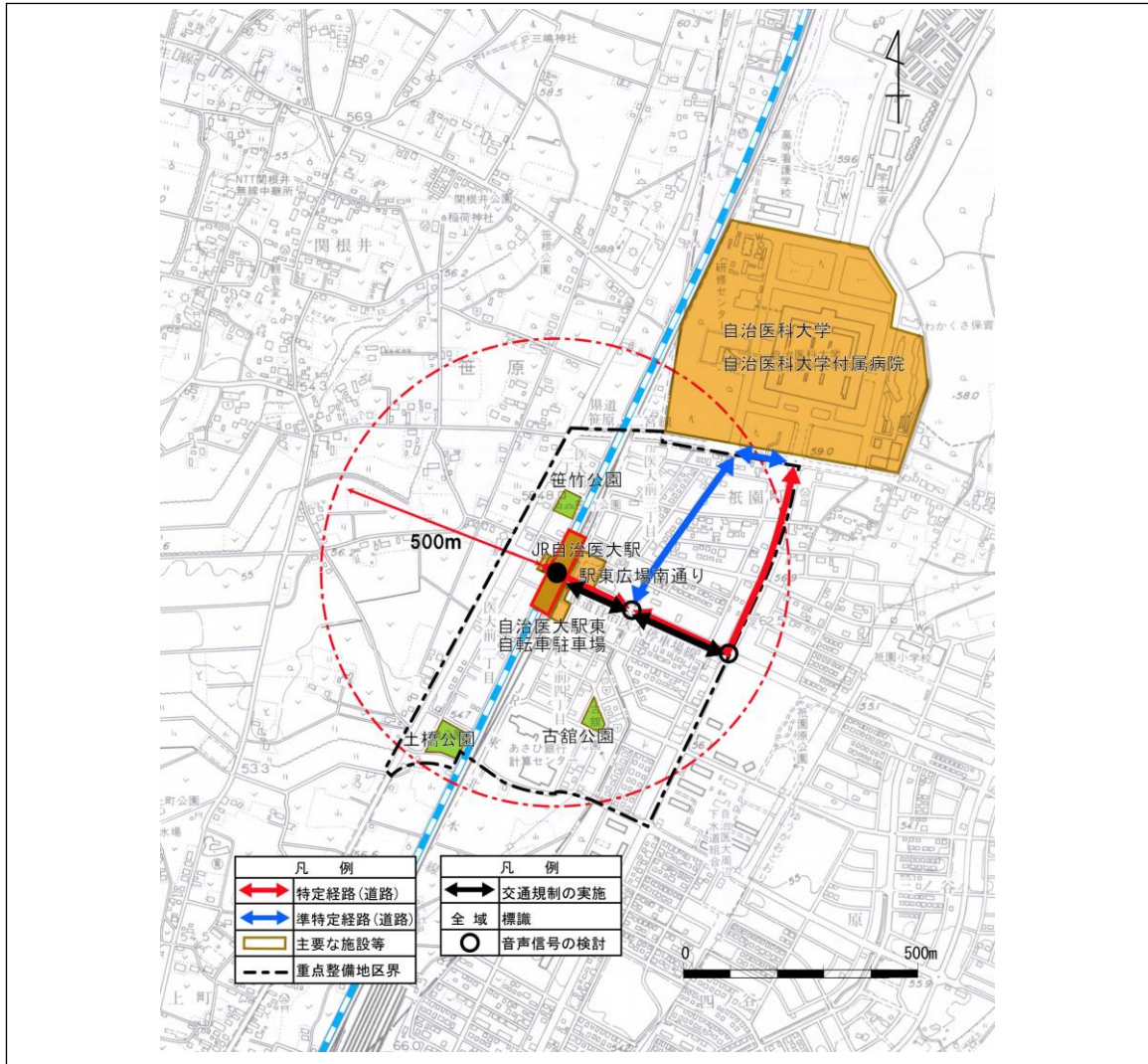


#### 2) 路線別事業計画

路線名	経路(事業区間)	事業内容	事業量	実施予定期間
小金井駅西通り (県道小金井停車場線)	起点 JR 小金井駅 終点 駅西児童館	交通規制の実施	—	今後検討
小金井駅西通り (県道小金井停車場線)	起点 JR 小金井駅 終点 駅西児童館	音声信号の設置	2箇所	今後検討
重点整備地区全域		標識表示の視認性の確保	—	随時

## 1-2.対象地区別整備計画〈自治医大駅周辺地区〉

### 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画

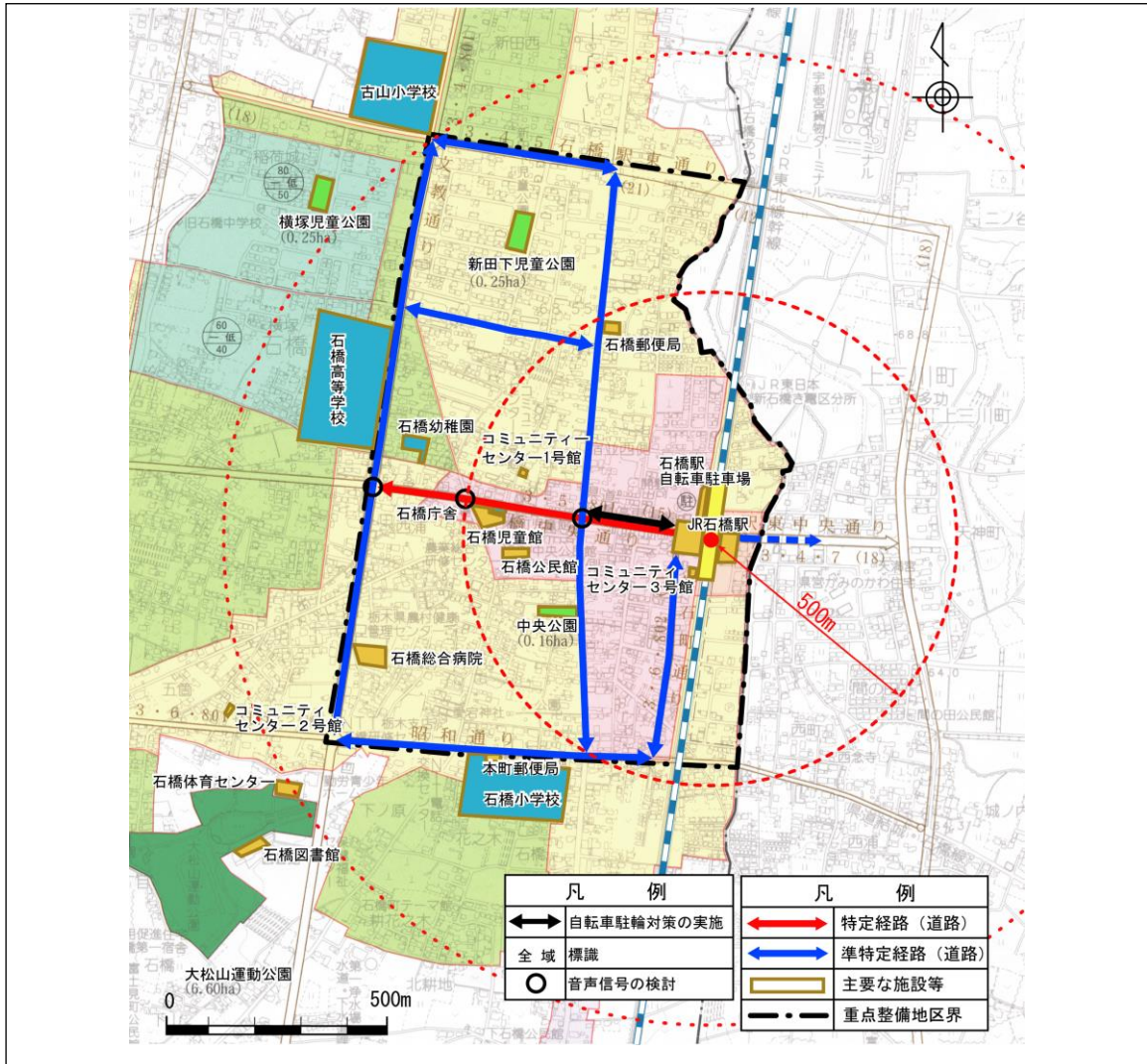


### 2) 路線別事業計画

路線名	経路(事業区間)	事業内容	事業量	実施予定期間
駅前通り線 (県道自治医大停車場線)	起点 JR自治医大駅 終点 自治医大附属病院	交通規制の実施	—	今後検討
駅前通り線 (県道自治医大停車場線)	起点 JR自治医大駅 終点 自治医大附属病院	音声信号の設置	1箇所	今後検討
重点整備地区全域		標識表示の視認性の確保	—	随時

### 1-3.対象地区別整備計画〈石橋駅周辺地区〉

#### 1) 歩行者空間ネットワークの配置計画



#### 2) 路線別事業計画

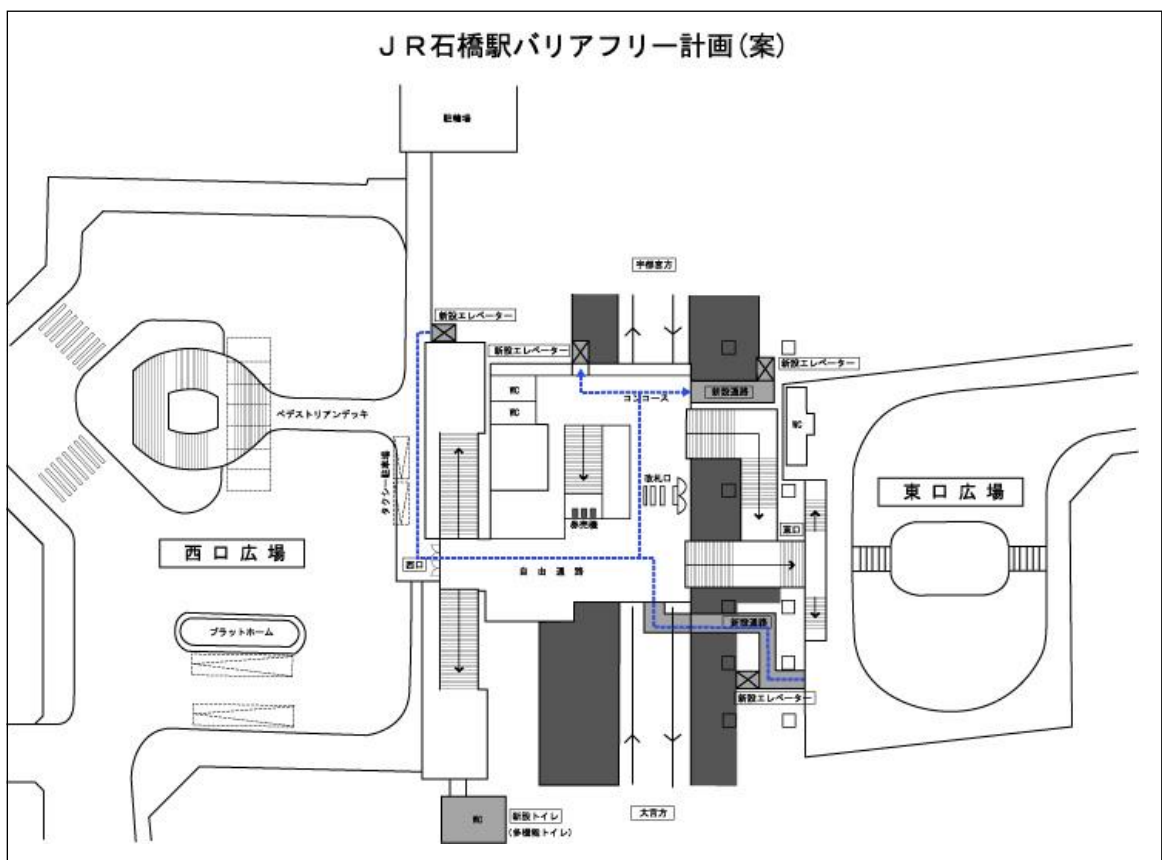
路線名	経路（事業区間）	事業内容	事業量	実施予定期間
石橋中央通り （県道石橋停車場線）	起点 JR 石橋駅 終点 国道4号	自転車駐輪対策	—	今後検討
石橋中央通り （県道鹿沼・石橋線）	起点 国道4号 終点 文教通り	音声信号の設置	3箇所	今後検討
重点整備地区全域		標識表示の視認性の確保	—	随時

## 第5章 その他の事業計画〈下野市・地域住民、団体等〉

### 1. 駅前広場に関する事業

#### 1) 箇所別事業計画（石橋駅周辺地区）

位置及び事業主体	事業の内容	事業量	事業費	実施予定期間
石橋駅西口広場 下野市	エレベーターの設置及び上家等整備	1基	74,000千円	平成18年度～ 平成20年度
	歩道と車道の段差の解消	3,000㎡		
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	1箇所	24,000千円	
	多機能トイレの整備			
石橋駅東口広場 下野市	エレベーター設置及び連絡通路整備	1基	68,000千円	平成18年度～ 平成20年度



#### 2) 箇所別事業計画（自治医大駅周辺地区）

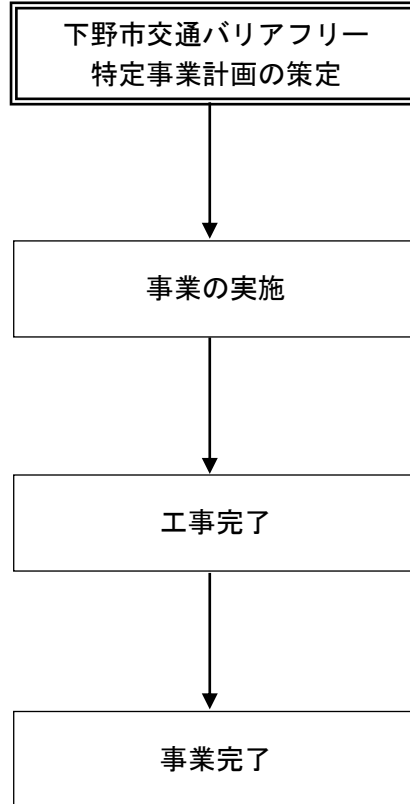
位置及び事業主体	事業の内容	事業量	事業費	実施予定期間
自治医大駅東西口 広場下野市	エレベーターの設置	2基	100,000千円	平成22年度以降

### 2. 意識啓発に関する事業（石橋駅周辺地区）

事業主体	事業の内容	実施予定期間
下野市	広報、ホームページによるバリアフリー情報の充実	今後検討
地域住民・団体等	まち歩き点検・看板・商品等のはみ出し点検の実施	今後検討

## 資料

### ● 交通バリアフリー特定事業の流れ



### ● 下野市交通バリアフリー特定事業に関する協議団体及び関係機関

区分	団体名
公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社
	関東自動車株式会社
道路管理者	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
	栃木県土木部栃木土木事務所
	下野市建設課
公安委員会	栃木県下野警察署（旧石橋警察署）
関係機関	栃木県企画部交通対策課
	栃木県土木部道路維持課
	栃木県土木部都市計画課
	栃木県土木部都市施設課

## 用語の解説

### ● 公共交通特定事業

次の事業を行うものをいいます。

1. 特定旅客施設内において、エレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業
2. 前号の事業に伴い特定旅客施設の構造を変更する事業
3. 公共交通事業者等が特定旅客施設を利用する旅客の運送を行うために使用する自動車（特定車両）を床面の低いものとする、その他の特定車両に関する移動円滑化のために必要な事業

### ● 道路特定事業

次の事業を行うものをいいます。

1. 歩道、道路用エレベーター通行経路の案内標識その他の移動円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
2. 歩道の幅員又は路面の構造の改善その他の移動円滑化のために必要な道路構造の改良に関する事業

### ● 交通安全特定事業

次の事業を行うものをいいます。

1. 高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
2. 違法駐車行為に係る自転車その他の車両の取り締まりの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動円滑化のために必要な特定経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

### ● その他の事業

駅などの特定旅客施設を中心とした一定の地区において、それぞれの特定事業と一体的に取り組む事業で、次のような事業をいいます。

1. 駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
2. 駐車場、公園等の整備等
3. その他ソフト事業

### \*1 重点整備地区

特定旅客施設を中心として設定される次にあげる要件に該当する地区

- ・ 鉄道駅等の特定旅客施設から徒歩圏半径 500m～1km で、高齢者、身体障害者が日常生活・社会生活で利用する官公庁施設、福祉施設を含む地区
- ・ 鉄道駅等の特定旅客施設と駅周辺の官公庁施設等と特定経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路等）と公共用施設（駐車場、公園）の移動円滑化事業が必要な地区
- ・ 重点的・一体的に事業を実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

### \*2 特定旅客施設

1日当りの平均的な乗降客数が5,000人以上、あるいは高齢者・身体障害者の利用がそれと同等、又は徒歩圏内に高齢者、身体障害者が存在されるなど、事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるもの

### \*3 特定経路

特定旅客施設と特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設との間の経路

**下野市交通バリアフリー特定事業計画**

発行／平成19年2月 下野市都市計画課  
〒329-0493

栃木県下野市田中 681 番地 1

TEL 0285-48-2114

[toshikeikau@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:toshikeikau@city.shimotsuke.lg.jp)